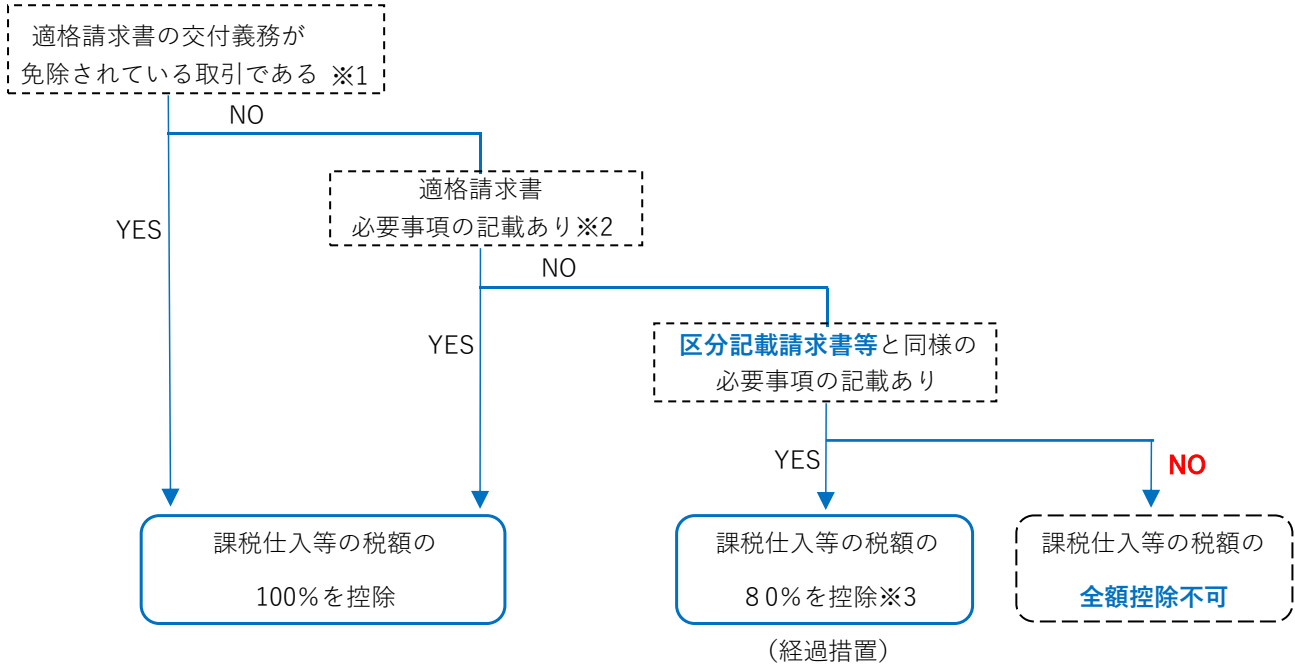


免税事業者等からの課税仕入れに係る留意点

インボイス発行事業者ではない免税事業者等からの課税仕入れについて、現在経過措置により80%が課税仕入れ可能となっていますが、記載事項の未確認事例が多く見受けられます。今一度ご確認をお願いします。



※1 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送など（国税庁Q&A「適格請求書の交付義務が免除される取引」参照）

※2 国税庁Q&A「適格請求書に記載が必要な事項」参照

※3 帳簿には経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要となります。

領収証

株式会社 ○○○ 御中

No. ●●

2024年 7月 1日

¥ 15,000 -

但 食品※、雑貨代として
上記正に領収いたしました

※は軽減税率対象

内訳

税率	金額（税抜）	税込	5,000
8%	消費税額		
税率	金額（税抜）	税込	10,000
10%	消費税額		

株式会社 △△△

東京都○○区××××

収入
印紙
貼付欄

区分記載請求書等の記載事項

- ① 書類発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率対象品目である旨）
- ④ 取引金額（税率区分ごとの合計額）
- ⑤ 書類受領者の氏名又は名称
(一定の事業者は省略可)

追記が可能な項目

未記載の場合は必ず追記をお願いします。

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで

【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308

<http://www.myts.co.jp>